

高島市議会大規模災害発生時対応指針

平成30年1月25日制定

1 基本方針

議会は、二元代表制の下、予算や条例、重要な政策、計画および事業などについて議論し、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行を監視し、地域の実情に根ざして、市の政策形成に向け働きかけを行うなどの役割を担っている。

他方、大規模災害が発生したときにあっては、これらの基本的な役割とは別に、被災市民の救援と災害復旧のために、市長と連携し、非常時に即応した役割を果たすことが求められる。

このため、大規模災害が発生したときにおける高島市議会の対応を次のとおり定める。

- (1)議会は、高島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が迅速かつ円滑な災害対応に全力で専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- (2)国、県、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧および復興の取り組みをバックアップする。
- (3)広域的な応援体制の必要があると判断したときは、関係自治体の議会と情報を共有し、積極的に連携を図る。

2 大規模災害の定義

この指針という大規模災害とは、高島市が地域防災計画に基づく災害対策本部を設置する基準に該当する災害を指す。

3 大規模災害発生時の対応【初動期】（災害発生時から概ね3日が経過するまで）

- (1)会議（本会議・委員会）中に災害が発生した場合
 - ①議長または委員長は、直ちに休憩または散会を宣言し、議会事務局職員に対して、傍聴人等の安全確保や避難誘導等の指示を行う。
 - ②議員は、速やかに自身の安全を確保する。また、周囲に被災者等がある場合には、その救出や支援を行う。
 - ③議員は、議長から今後の対応の指示があるまで、市庁舎に待機する。また、議長から退庁の指示が出た際は、議会事務局との連絡体制を確保したうえで、自宅待機または地域での支援活動等に努める。
 - ④正副議長は、市庁舎に待機し、議会の災害対応に関する事務の総括に当たる。
 - ⑤議会事務局は、災害および被害の状況の把握に努め、議長に報告する。
 - ⑥議員は、災害状況の確認をする場合は、議会事務局を通すこととし、緊急を要す

る場合を除き、直接、市担当部局へは問い合わせは行わないこととする。

(2)会議（本会議・委員会）中以外および議員退庁後の場合

- ①正副議長は、速やかに自己の安全確保を行ったうえで、登庁し、議会の災害対応に関する事務の総括に当たる。
- ②議員は、その安否を議会事務局に連絡するとともに、常に居場所または連絡先を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ③議会事務局は、議長に、被災状況および災害対策本部の対応状況を速やかに報告する。
- ④議員は、地域における被災状況に応じた支援に努め、安全の確保や避難所の誘導等にできる限り協力する。
- ⑤議員は、災害状況の確認をする場合は、議会事務局を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接、市担当部局へは問い合わせは行わないこととする。

4 大規模災害発生時の対応【初動期経過後】

(1)議会の対応

- ①正副議長は、必要に応じて市庁舎に待機し、議会事務局に指示し、災害対策本部からの新しい情報を議員に提供する。
- ②議長は、議員から寄せられた情報や要望等を取り纏めるとともに、必要があると認めるときは、議会事務局を通じ、災害対策本部へ情報提供または要請を行う。
- ③議長は、必要と認める場合は、今後の市議会の対応について協議するため、議員を招集し、会派代表者会議または全員協議会を開催するなどの対応を行う。
- ④議会は、被災の実情を踏まえ、国、県、関係機関等に対して要望活動を行う。

(2)議員の対応

- ①初動期に引き続き、常に居場所または連絡先を明らかにし、議会事務局との連絡体制を確立する。
- ②議員は、地域における被災地および避難所等での情報収集を行う。
- ③議員は、地域における被災地および避難所等での要請事項等を把握し、必要に応じて議長へ報告を行う。

5 議長が不在の場合

議長が事故等により不在となった場合は、副議長、議会運営委員長の順に対応する。

6 その他

この指針を変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行う。